

伊丹市野良猫衛生対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の野良猫及び地域猫の不妊手術又は去勢手術費用の一部を補助することにより、野良猫及び地域猫の繁殖を抑制し、もって野良猫による衛生問題を解決するとともに、地域猫活動を推進することで、良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主からえさをもらい管理されている猫をいう。
- (2) 野良猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域住民が衛生面で対応を行う等により適正に管理されている猫をいう。
- (4) 不妊手術 獣医師が行う卵巣、子宮を摘出する手術をいう。
- (5) 去勢手術 獣医師が行う精巣を摘出する手術をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野良猫衛生対策事業講習会実施要領第5条に基づき、野良猫衛生対策事業講習会受講済証の交付を受けた者（以下「受講者」という。）でなければならない。

- 2 申請者のうち、地域猫による補助金の交付を受けようとする受講者は、地域猫活動団体（グループ）登録申請書（様式第1号）を提出するものとする。
- 3 市は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について地域猫活動団体（グループ）登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(受付期間)

第4条 補助申請の受付期間は、毎年度4月1日から翌年2月末日までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術
地域猫1匹につき7,000円（手術費が7,000円に満たない場合はその額）
野良猫1匹につき5,000円（手術費が5,000円に満たない場合はその額）
- (2) 去勢手術
地域猫1匹につき4,000円（手術費が4,000円に満たない場合はその額）
野良猫1匹につき3,000円（手術費が3,000円に満たない場合はその額）

(交付申請)

第6条 申請者は、野良猫衛生対策事業補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助金額が予算を超えない範囲で申請書を受理し、超えた以後は受理しないものとする。

3 交付申請書の申請匹数は、一度の申請につき、メス・オスあわせて10匹以内とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否について野良猫衛生対策事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は、交付決定を受けた後に、交付決定通知書の内容に変更が生じた場合には、野良猫衛生対策事業補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、野良猫衛生対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(手術の実施)

第9条 第7条の規定による交付決定通知を受けた申請者は、決定日から起算して30日以内に獣医師による手術を実施しなければならない。

2 申請者は、前項の手術を依頼するに際し、不妊・去勢手術実施報告書(様式第8号)に必要事項を記載し、獣医師に提出するものとする。

3 申請者は、第1項の手術を実施した獣医師に、手術を受けた猫を識別するため、手術を受けた猫に対し、いずれか一方の耳の一部をV字に切り取る措置を施してもらうものとする。

4 申請者は、第1項の手術を実施した獣医師が、報告書の獣医師チェック欄への記入及び署名・押印した報告書の返還を受けるものとする。

(交付請求)

第10条 交付決定を受けた申請者は、野良猫衛生対策事業補助金交付請求書(様式第7号)に、第9条第4項により返還を受けた報告書、領収書、耳をV字に切り取った後の写真を添えて、手術完了日から30日以内に市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(調査・立会い等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、申請者及び地域猫活動団体（グループ）に対し、補助金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求め、又はえさ場、トイレの設置箇所について現場に立ち会いを求めることができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が交付決定の内容及び付した条件に違反したときは、交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

(見直し)

- 2 市は、施行の日から概ね3年を目途に、補助金申請の状況、補助金交付の目的達成・効果等を勘案し、補助対象、補助金の額及び補助事業の終期等について検討し、要綱の見直しを行うものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。